

令和元年度
南相馬市自動販売機設置場所貸付
一般競争入札

募 集 要 項

令和元年9月
南相馬市

南相馬市が管理する庁舎等に自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項と別紙「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項」の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 入札物件

入札物件は、「別紙1」入札物件一覧表のとおりです。

※入札物件の詳細は、各物件の「設置予定箇所図」で確認してください。

2 入札参加者の資格

下記の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

（参考）地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 個人の場合は南相馬市に住所又は事務所を、法人の場合は南相馬市に本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- (3) 南相馬市の市税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成29年度及び平成30年度において、自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。

- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号、第3号及び第12条に規定する暴力団・暴力団員・暴力団員等及び社会的非難関係者でないこと。

（参考）「社会的非難関係者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者

(2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者

(3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者

(4) 法令上の義務としてする場合、情（報）を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与（結婚式における祝儀又は香典若しくは供花にあつては、社会通念上儀礼の範囲内におけるものを除く。）をした者

- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

3 入札参加申込み時の必要書類

提出書類（各1部）		法人	個人
1	入札参加資格審査申請書（入札参加申込み）「別紙2」	○	○
2	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
3	身分証明書（破産者でないことの証明書）		○
4	印鑑証明書（印鑑登録証明書）	○	○
5	市税の完納証明書（※）	○	○
6	2年以上の営業実績を証する書類（自販機設置契約書の写し等）	○	○
7	誓約書「別紙3」	○	○
8	設置予定の自販機のカatalog	○	○

※市税の完納証明書…市税の未納税額がないことの証明書

注1) 上記「2」～「5」は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

注2) 提出書類の返却はいたしませんので、ご了承のうえ、お申込みください。

注3) 南相馬市税の納税義務がない場合は「5」の完納証明書が発行されませんので、申立書「別紙4」を提出してください。

4 申込みの方法

申込みにあたっては、入札物件一覧表、自動販売機設置予定箇所図及び現地の状況等をご確認のうえ、お申込みください。

- (1) 受付期間 令和元年9月11日（水）から同年9月26日（木）まで
（ただし、休館日は除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 南相馬市小高区地域振興課復興拠点担当
（南相馬市小高区本町二丁目28 南相馬市小高区復興拠点施設）
- (4) 申込方法 受付場所に必要書類を直接持参してください。
※郵送による受付はいたしませんので、ご注意ください。
- (5) 質問受付 質問の受付は、書面によるものとし、上記の受付期間内とします。
質問に対する回答は、令和元年9月17日（火）から入札日前日まで上記受付場所にて閲覧に供します。

5 入札参加資格審査等

入札参加資格審査申請書の受付後、提出された必要書類の内容に基づき、入札参加資格を満たしているか否かの資格審査を行います。

資格確認通知書は、令和元年9月30日（月）の午後1時以降、上記4の(3)の受付場所にてお渡しします。（電話連絡等はしませんので、ご注意ください。）

審査の結果、資格がないと通知され、その理由を必要とする場合は、令和元年10月2日（水）午後5時15分までに書面（任意様式）にて提出してください。
提出があった場合は、令和元年10月7日（月）までに回答いたします。

6 入札日時等

- (1) 入札日時 令和元年10月9日（水）午後4時から
- (2) 入札場所 南相馬市小高区役所2階第3会議室

7 入札の手続き

- (1) 入札書「別紙－5」に記載する入札金額は、1年間借受けた場合の貸付料の金額（※消費税を含まない金額）を記載してください。
なお、令和元年度については年度途中からの貸付けとなるため、貸付料年額を月割りした額をもって貸付料といたします。
- (2) 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は受けません。
- (3) 入札書には必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札名、物件番号及び代表者氏名を記載した封筒に封入し、提出してください。
- (4) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできませんので、十分注意してください。
- (5) 代理人が入札に参加する場合は、委任状「別紙－6」を持参してください。
- (6) 開札は、入札締切後直ちに行います。

8 入札保証金

今回の一般競争入札においては、入札保証金を免除とします。

9 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は数字をもって金額を記載しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札書を提出した入札
- (5) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (6) 入札要件が確認できない不明瞭な入札書による入札
- (7) 入札に関し不正行為があった者の入札
- (8) 最低貸付料に達しない金額で入札した者の入札
- (9) その他、指定した入札方法以外で入札した者の入札

10 落札者の決定

- (1) 落札者は、市が設定する最低貸付料（年額、消費税抜き）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格（年額、消費税抜き）を入札した者とします。
- (2) 入札金額が同額で、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。
- (3) 入札金額が最低貸付料以上に達しなかった場合は、入札参加者のうち希望者から再度入札書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。
- (4) 落札者決定後、落札者は次に掲げる必要書類を令和元年10月21日（月）までに提出してください。

期限内に必要な書類の提出がない場合は、その者の入札を無効とし、落札者決定を取消します。この場合、当該落札者を除いた参加申込者のうち、上記(1)の者を新たに落札者とします。

- ①自販機の機器仕様書（機器の寸法、冷媒及び消費電力が記載されたもの。）
 - ②自動販売機設置維持管理計画書「別紙7」
 - ③販売品目一覧「別紙8」
- (5) 市ホームページ等において、貸付物件ごとに入札者数、落札者名及び落札金額を公表する予定としていますので、あらかじめご了承ください。

11 契約の条件

- (1) 契約概要

本件は、地方自治法第238条4の第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付契約とするものです。

- (2) 貸付期間

令和元年11月1日から令和4年3月31日まで（2年5か月間）

※貸付期間の更新はいたしません。

(3) 用途指定

貸付物件は、清涼飲料水類の自販機設置運営の専用用途に供するものとします。

(4) 費用負担

貸付物件の貸付に係る契約締結に要する費用、自販機及び容器回収機器等の設置・管理に伴う費用及び光熱水費は、設置事業者の負担とします。

(5) 制限事項等

貸付物件については、以下の行為を禁止します。

- ①貸付物件を自販機設置の用途以外に使用すること。
- ②貸付物件に自販機設置に必要な物以外を設置すること。
- ③貸付物件を第三者に転貸し又は本契約の権利を譲渡すること。
- ④自販機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託すること。
- ⑤自販機で酒類を販売すること。
- ⑥自販機の販売品と直接関係のない広告を掲示すること。

南相馬市（貸付人）は、上記①から⑥までについて、確認の必要があると認めるときは、設置事業者（借受人）に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求める場合があります。この場合、設置事業者（借受人）には必ず協力していただきます。

(6) 違約金等

上記「(5) 制限事項等」のうち①及び③の事項に違反した場合は、1年間の貸付料の3倍に相当する額の違約金を徴収するとともに、貸付に係る契約を解除し、貸付物件を明け渡していただきますのでご注意ください。

(7) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の始期に引渡します。

返還は、引渡日と同じ状態に原状回復し、貸付期間終了日までに行ってください。ただし、貸付期間満了前に次の設置事業者（借受人）が同一の者と明らかとなった場合は、貸付物件を原状回復することなく、引き続き使用することができます。

なお、自販機の設置及び撤去作業については、南相馬市（貸付人）との協議のうえ行うものとします。

(8) 自販機の設置及び機能

- ①自販機本体の規格は、貸付物件ごとに記載した大きさ以内のものとしませんが、大きさに不具合が生ずる場合は、南相馬市（貸付人）と協議してください。
- ②電気工事等を必要とする場合は、南相馬市（貸付人）の承諾をえたうえで、工事を実施してください。
- ③自販機の設置は、施設の躯体に負担のかからない方法で、転倒防止及び耐震対策を講じてください。
- ④自販機の設置が完了したときは、すみやかに南相馬市（貸付人）に報告し、確認検査を受けてください。その際、施設管理上支障があると認められた場合は、南相馬市（貸付人）の指示に従いすみやかに改善していただきます。
- ⑤自販機の設置にあたっては、障がい者、高齢者等に配慮したユニバーサルデザ

イン対応型の機種を設置に努めてください。

- ⑥自販機は、2019年度グリーン購入法適合機種（以下「適合機種」という。）とします。
- ⑦自販機の配色について、個別条件が付されている場合は、その条件に従ってください。
- ⑧災害対応型自販機等、自販機の機能について、個別条件が付されている場合は、その条件に従ってください。

なお、災害対応型自販機を設置した場合は、南相馬市（貸付人）と「災害時における救援物資提供に関する協定」を締結していただきます。

- ⑨その他、機種及び機能の詳細は、各物件の「仕様書」を確認してください。

(9) 自販機の維持管理

- ①自販機、販売品及び飲料容器等の回収ボックス等の衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行ってください。
- ②飲料容器等の回収ボックスは、設置者（借受人）の責任において、衛生的に良好な状態で設置し、回収した飲料容器等は関係法令等を遵守し、適正に処理してください。
- ③販売品の補充、飲料容器等の回収及び金銭管理等は南相馬市（貸付人）と協議のうえ、設置者（借受人）の責任において適切に行っていただきます。
- ④自販機に問い合わせの連絡先を明記し、自販機の苦情、故障及び不具合等の問合せ又事故等による損害は、設置者（借受人）の責任において対応していただきます。

(10) 自販機の販売品

- ①販売品は清涼飲料水類のみ（缶またはペットボトルなどの密閉式の容器のみ）とします。酒類は販売できません。
- ②販売品について、個別条件が付されている場合は、その条件に従っていただくものとしますが、詳細は、南相馬市（貸付人）と協議願います。
- ③販売品の価格は、標準小売価格（定価）を上回らない価格とします。
- ④販売品の売上については、月別の本数及び金額を当該年度の翌年度6月末までに、当該年度分をまとめて南相馬市（貸付人）に書面にて報告してください。なお、報告を拒否した場合は、1年間の貸付料に相当する額の違約金を徴収いたしますので、ご注意ください。
- ⑤販売品の賞味期限に注意し、適切に衛生管理を行ってください。

(11) 実地調査

南相馬市（貸付人）は、必要に応じ実地調査を行いますので、その際にご協力願います。なお、正当な理由がなく実地調査を拒否した場合は、1年間の貸付料に相当する額の違約金を徴収いたしますので、ご注意ください。

1.2 契約の締結

- (1) 落札者は、南相馬市（貸付人）と「公有財産貸付契約」（以下「契約」とい

う。)を締結していただきます。契約書(案)は、別添のとおりです。

- (2) 契約金額は、貸付料(年額)とし、契約に関する必要な費用は、設置事業者(借受人)の負担となります。
- (3) 落札者が本件について契約を締結しない場合は、落札が無効となり、今後3年間、南相馬市自動販売機設置場所貸付一般競争入札に参加できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

1.3 貸付料

- (1) 1年間の貸付料は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額(落札金額の100分の8に相当する額)を加算した金額(1円未満切捨て)です。

ただし、消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため、消費税相当額が変更となる場合にあっては、法改正後の税率に基づき計算した額に改定し、変更契約書を締結いたします。

なお、貸付物件が消費税の課税の対象とならない場合は、落札金額をもって貸付料とします。

- (2) 貸付料は、南相馬市(貸付人)が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに、当該年度分を納入してください。

なお、納入期限までに貸付料を納入いただけない場合は延滞金を徴収いたしますので、ご注意ください。

1.4 光熱水費の実費徴収

- (1) 自販機に係る光熱水費(電気料金)については、設置者(借受人)の負担で使用量を計るための子メーターを設置し、貸付料とは別に、南相馬市(貸付人)が実費を算定して請求いたします。

なお、貸付場所の形状等により子メーターを設置できない場合は、別途協議したうえで光熱水費を算定いたしますので、当該施設の所管課にお問い合わせください。

- (2) 光熱水費は、南相馬市(貸付人)が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに納入してください。

問い合わせ先

小高区地域振興課復興拠点担当

〒979-2195 南相馬市小高区本町二丁目28(南相馬市小高区復興拠点施設)

電話番号 0244-32-1124(直通)

ファックス 0244-44-6047